The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	傷つきやすさの現象学
Author(s)	浜渦, 辰二
Citation	
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/77129
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

第４章　子どもの傷つきやすさ
――親子関係の現象学的倫理学――

小手川　正二郎

はじめに

子どもが傷つきやすい存在であることは、異論の余地がない。もちろん、成長の度合いに応じて傷つきやすさの程度や種類は変化していく。しかし、子どもが親をはじめとする周囲の大人たちの世話や監護なしでは生きていけず、子どもの心身や人生が親の育て方や振舞いに多大な影響を受け、時として一生ぬぐい切れない傷を残すことも確かである。

子どもの傷つきやすさの多くは、子どもの心身が未発達であることに由来する。子どもの身体は病気や事故に無防備であり、子どもの心は自分が何を望んでいるのか、自分にとって何がよいのかを明確に把握していなかったりするので、親の決定に容易に流されたり、従わされたりする。

心身の未発達以外にも、子どもの傷つきやすさにとって重要な要素がある。それは、子どもは自らの意志で親子関係に入ったわけではなく、この関係から脱出する力も（ある程度の年齢に達するまでは）もたないという事実だ。「子どもは親を選べない」という表現で示されるのは、親は子どもをつくることを自分たちの意志で決定することができるのに対して、子どもは自分の意志で特定の親のもとに産まれるわけではないという親子関係の特殊性である。こうした非対称的な親子関係のもとで、子どもは「自分の両親のもとで産み育てられる」ということをどのように経験しているのか。親との血縁関係や類似性は、子どもにとってどのような意味をもち、子どもの傷つきやすさといかに関係しているのか。本論は、こうした問いに対して、現象学的観点から取り組むことを試みる。

親子関係について考える際に、一人称的な観点から経験を分析する現象学的アプローチをとる理由について触れておきたい。われわれが親子関係について語るとき、生物学的な親子関係について語っているわけではない。われわれは、生物学的な親子関係について学ぶはるか前に、各人に特有の親子関係のなかで生まれ、成長し、「親」とは、「子」とはどのようなものかを日々体験するなかで「親」・「子」・「親子関係」といった概念を学び、理解してきた。こうした理解は、生物学的な知識や歴史的な事実の学習とは明らかに異なる。というの

も、親子関係は、特定の親の子としての一人称的かつ非対称的な観点から（まずは）理解され、この理解は「よい親／悪い親」、「よい子／悪い子」、「よい親子関係／悪い親子関係」といった価値の理解と切り離されない形でなされているからだ。

個々人の「親子関係」をめぐる理解は、各人が生きてきた親子関係の多様さゆえに、すぐさま普遍化されるものではないにしても、そこには何らかの共通性や少なくとも皆が議論しうる争点が含まれている。そして、一人称的観点からの親子関係の体験・理解の記述をもとに、そこに含まれる「よい／悪い」という価値理解の内実を明らかにすることを、さしあたって親子関係の「現象学的倫理学」の課題とみなせる[1]。

けれども、親子関係の日常的な体験・理解から出発することは、そのような体験・理解に浸透している現代の支配的な――血縁関係を特権視する家父長的な――家族観や家族規範を追認することになってしまうのではないか。これを回避しようとするなら、現象学的倫理学は、経験の現象学的な分析の外部から「よい／悪い」を峻別する道徳的観点を輸入する以外にないのではないか。もしそうだとしたら、「現象学的倫理学」それ自体は成り立たないのではないか[2]。本論は、現象学的倫理学にとって抜き差しならないこのような問いに対する応答を、具体的な問題に取り組む中で示そうとするものでもある。具体的には、血縁をめぐる親子関係のあり方を取り上げ、血縁関係を特権視する支配的な親子観を追認することなく、親子関係をめぐる倫理を現象学的な観点から示す可能性を提示したい。

１.「出自を知る権利」は子どもの権利か？

子どもにとって親に産み育てられることがいかなることなのかを考える際、議論の手がかりとなるのは、生殖補助医療技術の導入等によって問題となっている子どもの「出自を知る権利」である。

家族のあり方が多様化していると言われている現代ではあるが、子どもとの間に「血」の繋がり――遺伝的な繋がり――を求める傾向はなお根強い。日本では 2015 年度に 51,001 人

---

[1] 親子関係をめぐる現象学の概要・展望については、拙論「子をもつことと親になること――「家族」についての現象学倫理学の試み」、『倫理学論究』、vol. 4, no. 2、2017 年参照。
http://www2.itc.kansai-u.ac.jp/~tsina/kuses/jses00(japanese)

[2] こうした問いは、2016 年 11 月 27 日に行われた日本現象学会公募ワークショップ「現象学的倫理学に何ができるか――応用倫理学への挑戦」での筆者の口頭発表に対する品川哲彦氏のコメントのなかで提起された。品川哲彦「現象学的倫理学に何ができるか？――応用倫理学への挑戦」コメント、（『倫理学論究』、vol. 4, no. 2 所収）参照。記して感謝する。

が生殖補助医療技術によって生まれたが、その多くは配偶者の卵子に精子を受精させる人工受精であり、非配偶者間人工授精（AID）の割合は極めて少ない。非配偶者間人工受精とは、例えば無精子症など男性不妊のケースで、夫婦以外の匿名提供者から精子提供を受けて行う不妊治療であり、日本では 1949 年に第一例が誕生して以来、累計 15,000 人以上が生まれているとされる。

不妊治療の利用の増加とは対照的に、遺伝的な繋がりのない子どもと養子縁組をするケースは減少傾向か横ばいの状態が続いている[3]。いわゆる「実子」と「養子」を峻別し、前者を特権視する風潮はなお根強く、養子縁組の「親子関係」が過小評価される要因となっている。

様々な事情で生物学上の両親と共に生活することができない子どもを、彼らと共に暮らせるようになるまで、あるいは自立できるか 18 歳（場合によっては 20 歳）になるまで、一般家庭で養育する里親制度も、厚生労働省が推進しているにもかかわらず、一般に浸透していない[4]。親の病気、経済的な理由、虐待などによって親と一緒に暮らせない子どもたちは、日本に約 45,000 人いると言われているが、そのうち、里親家庭で暮らしている子どもたちは約 6,000 人にとどまり、約 39,000 人が児童養護施設や乳児院で暮らしている。日本の里親委託率（12.0%）は、上位のオーストラリア（93.5%）や香港（79.8%）と開きがあるだけでなく、下位の韓国（43.6%）等と比べても低く、OECD 諸国の中で最低の水準である[5]。日本にはいまだに、子どもは生みの親のもとで育つべきという親子観が根強く、生まれてきた子どもを社会全体で育てる「社会的養護」という考えが受け入れられていない。

こうした支配的な親子観のもと、近年、生殖補助医療や養子縁組・里親双方に関して子どもの「出自を知る権利」が議論の俎上にあがっている。「生殖補助医療においては、生殖に夫婦以外の第三者が関与する場合、第三者の匿名性が守られてきたが、近年では「提供者の個人情報を知ることは精子・卵子・胚の提供により生まれた子のアイデンティティの確立などのために重要なもの」（厚生労働省）と主張され、〔…〕ドナーの匿名性の廃止がひとつの論点になっている」。また、「養子縁組や里親においては、かつては子どもに出自を隠し、生

---

[3] 野辺陽子『養子縁組の社会学――〈日本人〉にとって〈血縁〉とはなにか』、新曜社、2018 年、28 頁。日本では、「家」の存続のために養子をとるという伝統が存在し、普通養子縁組制度に受け継がれたが、これとは別に子どもの福祉を目的とした特別養子縁組制度が 1987 年につくられた。普通養子縁組の許容件数は年々減少傾向にあるのに対して、特別養子縁組の許容件数は 2000 年以降、300 件前後で横ばいの状態が続いている。

[4] 里親制度の委託里親数は、2016 年の時点で 4,038 世帯（前年 3,817 世帯）、委託児童数は 5,190 人（前年 4,973 人）にとどまっている。厚生労働省 HP「里親制度等について」参照。

[5] 日本こども支援協会 HP 参照。 https://npojcsa.com/foster_parents/social_care.html

みの親との交流を断絶させることが子どもにとって良いとされてきたが、現在では反対に、子どもに生みの親の存在を明らかにするほうが子どもにとって良いという考え方が優勢になってきている[6]」。

子どもの「出自を知る権利」については、概して「生みの親について確認したい」という子どもの強い欲求が存在し、生みの親を知ることが子どものアイデンティティの確立に必要だという前提のもと、子どもの福祉（well-being）を目的として主張される。子どもの権利条約第 7 条には、「子どもはできる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」とある。

以下では、倫理学における「出自を知る権利」および子どもが「生みの親」に直接会う必要性を主張する D・ヴェレマンの議論（第 2 節）を紹介する。次いで、ヴェレマンの議論を養子の文脈に置きなおしたうえでなされた S・ハスランガーの反論（第 3 節）を検討する。そして、現象学がこうした議論にいかなる観点・分析を提供しうるか（第 4 節）を検討する。

２．親との類似性と物語――ヴェレマン「家族の歴史」

ヴェレマンは、自分自身が養育する意図のない子どもをつくることは道徳的に間違っているという主張のもと、匿名の形で配偶子（卵子・精子）提供をすることを批判している[7]。彼によれば、子どもが生物学上の親の情報を知らされず、生物学上の親と会えないなら、子どものアイデンティティ形成に必要な関係を断ち切ってしまうことになる。そのため、不妊症等の理由で、匿名の第三者によって提供された配偶子によって子どもをつくろうとする夫婦も同様の理由で批判される。

なぜ子どもが自らのアイデンティティ――自分が何者であるかについての認識――を形成するために、自らの生物学上の親を知る必要があるのか。ヴェレマンは、(1) 親との類似性に基づく自己知と（2）自分の生を物語る観点・文脈としての出自という二つの理由を挙げている。とりわけ、前者の論点は、子どもがたんに生物学上の親の情報を得るだけでなく、生物学上の親に会って直接知ること（acquaintance）が必要だとしている。

（1）子どもは生物学上の親を直接知ることで、「直観的で非分析的な類似」に基づいて自

[6] 野辺陽子、前掲書、31 頁。
[7] J. David Velleman, Family History, in: *Philosophical Papers* 34.3, 2005, reprinted in: *Beyond Price: Essays on Birth and Death*, Cambridge: Open Book Publishers, 2015.

己について知ることができ、健全なアイデンティティを形成することができるようになる。自分（の能力・外見・特徴）を知るためには、たんに自己を観察するのではなく、自分に似ている人を観察することが必要である。大抵の場合、人は身近にいる両親や兄弟姉妹との類似や相違を通じて自分について直観的に知るようになる。そのため、「生物学上の親族を誰も知らないというのは、〔自分を映し出す〕反射面のない世界のうちで、つねに自分には盲目のまま、さまようようなことだ[8]」。匿名の配偶子提供によって子どもをつくるなら、生まれてくる子どもが生物学上の親を知ることができなくなるため、アイデンティティ形成において子どもに取り返しのつかない不利益を与えることに繋がってしまうのだ。

（2）子どもは生物学上の親や祖先を知ることで、自らの行為や生を両親や祖先から続く物語のなかに位置づけ直し、この物語的な統一性のなかで自己のアイデンティティを形成することができるようになる。ある人のアイデンティティは、当人がかつて選択したものに限られないし、その人の一生だけに閉じているわけでもない。例えば、自らの人種的アイデンティティや民族的アイデンティティは、自分で選択したわけではなく、いかなる生物学上の親のもとに生まれたかと切り離せない。自分の出自についての知識は、自分のライフ・ストーリーを一個人の人生を超えたより広い文脈のもとで理由づけ、自分に付与される人種や民族を自らのアイデンティティとして引き受け直すことを可能にする。

実際、自身のアイデンティティに疑問を抱いてきた人々が、自身の「ルーツ探し」によってよりふさわしいアイデンティティを構築し直すことはしばしば見られる。例えば、日本軍政下のインドネシアで生まれた日系オランダ人が日本人の父親を突きとめ、自分が産まれた経緯を知ることで「日本人の子」としてのアイデンティティを再発見したり[9]、中国残留邦人 3 世の人々が、父母や祖父母への聴き取りを通じて、「3 世」としてのアイデンティティを再構築したりすることがある[10]。こうした人々は、祖先や生みの親との関係を知ることによって、自分のアイデンティティを物語る観点を得られたのだと言うことができる。子どもが自分の祖先や生みの親との関係を知る可能性が閉ざされてしまうと、自分の生をより広い文脈のなかに位置づけ、自分が（意図することなく）置かれていた状況を再解釈して、自分一人の生の観点からは見えてこなかった意味を自らの生に与え直すことが困難になってしまうだろう。

---

[8] J. David Velleman, *Beyond Price: Essays on Birth and Death*, *op. cit.*, p. 70.
[9] BS1 スペシャル「父を捜して～日系オランダ人　終わらない戦争～」（2017 年 10 月 8 日放映）
[10] ETV 特集「わたしは誰　我是誰～中国残留邦人 3 世の問いかけ～」（2018 年 9 月 22 日放映）

確かに自分の祖先や出自に関心を抱かない人も少なくない。しかし、そうした人も「自分がどこから来たのか」を知っていることですでに何がしかの利益を得ている。また、自分の祖先や両親のようにはなりたくないと思っている人も、まさに彼らを「反面教師」とすることができるという点で、出自についての知識の重要性を示している[11]。自分の出自を知らなければ、祖先の生き方や祖先から引き継ぐアイデンティティを価値あるものとみなすことと同様、そうしたものに抵抗することもできなくなるのだ。

３.「自然な核家族」図式に抗して――ハスランガーの反論

二人の黒人の養子をもつ白人哲学者のハスランガーは、ヴェレマンの議論を養子の文脈に置き直し、「養親のもとで育てられた養子が生物学上の親について直接知る必要がある」とする主張に読みかえたうえで、反論している[12]。ヴェレマン自身は、文字通りこうした主張をしているわけではない。また彼は、配偶子提供が子どもをつくることの唯一の手段ではなく、配偶子提供を受けて子どもをつくることよりも、生物学上の親によって育児放棄された子どもを養子にとる方が道徳的により望ましいと主張している[13]。しかし、彼の議論の論理からすると、養子縁組の場合も、子どもが生物学上の両親が誰かわかり、その両親を直接知ることは子どもに必要であり、養親がそれを妨げることは道徳的に悪いということになる。こうした立場は、生みの親との関係を断つことなく、養親や養子が生みの親と交流して養育がなされる「開かれた養子縁組」（open adoption）を支持することになるだろう。

ハスランガーもヴェレマンと同様、親を必要とする子どもが多数存在しているにもかかわらず、生殖医療技術によって「親の望む形で、親の望む子ども」をもうけたいという欲求が煽られている現状には危機感を覚えるとしている。しかし、生物学上の親を直接知ることが、子どものアイデンティティを形づくるのに極めて重要であり、子どもからその機会を奪うことが道徳的に悪いとは考えない。ヴェレマンの二つの論点に対する彼女の反論を見ていこう。

（1）類似性に基づいて直観的な自己知を得る際に、子どもは生物学上の親兄妹にのみ依拠しているわけではない。それ以外にも、通常は、友達、本やテレビの登場人物、有名人と

---

[11] J. David Velleman, *Beyond Price: Essays on Birth and Death*, *op. cit*., p. 78.
[12] Sally Haslanger, Family, Ancestry, and Self: What Is the Moral Significance of Biological Ties? in: *Adoption and Culture* 2 (2009), reprinted in: *Resisting Reality: Social Construction and Social Critique*, Oxford: Oxford University Press, 2012.
[13] *Ibid*., p. 75.

いった多くの参照先がある。子どもの周囲に、自分のあり様を映し出してくれる親しい人がいるということが重要であり、こうした人が生物学上の親である必要はなく、養親や里親、彼らの家族でも構わないはずだ。

また、血縁を特権視する親子観が支配的な社会においては、特定の類似性がもっぱら重視され、その他の類似性が見えなくしまっている可能性がある。ハスランガーは、この事実を教えてくれた彼女の友人の例をあげている。その友人は、ハスランガーの黒人の養子アイザックがハスランガー自身に似ていると告げ、それまで息子との人種の違いからそうしたことを言われたことがなかったため驚いた彼女に次のように述べたという。

> 私はいつも私の息子たちが私に似ていると言われる。私は彼らが私に似ているとは全然思わない。彼らは男の子だから。でもこのことは、人々が親と子の類似性を探すときには、問題にならないみたい。アイザックがあなたに似ていると人が思わないのは、彼が黒人であなたが白人だから。肌の色は、人が親と子の類似性を探すときには問題になる。でも実際にアイザックの特徴に注意するなら、彼はとてもあなたに似ている[14]。

どのような類似性が浮かび上がるかは、その社会でどのような類似性が重視されるかという文脈に依存している。身体面での類似性が見られないにしても、ハスランガーとアイザックには感情や気性の面での類似性が見られる。けれども、後者の類似性は、人種の違いを重要視する社会においては、彼らの人種上の相違によって容易に覆い隠されてしまう。生物学的な親子間の類似性を自明視することは、こうした支配的な見方を強化し、より重要であるかもしれない他の類似性を覆い隠してしまうことになる。

(2) 自分の生を物語る観点・文脈としての出自という点については、どうだろうか。

例えば、生まれたときに生物学上の祖父母がすでに他界していたなどして、われわれが祖父母を直接知ることができなくても、彼らから続く自分たちの物語を紡ぐのはそこまで困難ではない。これと同様に、生物学上の親を直接知ることがなくても、養子や配偶子提供で生まれた子どもは、育ての親に与えられた生物学上の親の情報や、育ての親が子をもつに至った経緯などから自分たちに通じる物語を描くことができる。

さらに重要なのは、自己自身、他人との関係、自分の過去との関係について語られる物語が、こうした関係を特定の型にはめて理解させる文化的な図式に従っているということだ。

---

[14] *Ibid*., p. 170.

北米でも日本でも支配的なのは、「自然な核家族」（natural nuclear family）図式と呼ばれるものだ。それは以下のことを「自然」で「普通」なこととみなす。

（1）カップルが愛しあって結婚し、子どもが生まれる

（2）子どもは両親の性質を受け継いで生まれる

（3）両親は自然に愛情をもって子どもの世話をする

（4）子どもは自分の家族のなかで成長していくことで、自然に世界のなかでもくつろいでいられるようになる

当然ながら、こうしたことは「自然」なことでも「普通」なことでも全くなく、親子関係に関するある種の「神話」にすぎない。しかし、この図式は非常に強力なので、養子や養親もこうした図式にしばしば囚われてしまったりする。そして、養子や配偶子提供で生まれた子どもが生物学上の親と会って一緒に時を過ごしても、しばしば居心地が悪く奇妙に感じるという事実を覆い隠してしまう。

確かに「自然な核家族」図式が支配的な社会では、生物学上の親について知らないことは、不利益を被りかねない。この図式にあてはまらないことで周囲から負の烙印を押されると、様々な差別を受けることが往々にしてある。こうした現状に対抗するためには二つの戦略が可能だ。一つは、ヴェレマンのように、子どもに自らの出自を知る権利を保障することで、「自然な核家族」図式に自らをあてはめるための手段を全ての子どもに与えるというものだ。こうした戦略は「自然な核家族」図式に基づいた差別や偏見の危険性を回避するためには有効ではある。しかし、それはまた、この図式を普遍的でよいものとして強化しかねず、この図式に該当しない家族のあり方を捨象してしまう。ハスランガーはこうした危険性を指摘して、彼女自身はこの図式の支配を見えるものにし、その一面性や歪みを指摘することでそれに対抗していくという第二の戦略をとることを明言している[15]。

４．現象学的アプローチ

ヴェレマンの議論とハスランガーの反論の争点をなす自己の形成と自己の物語という論点について、現象学的観点から（1）家と親、（2）親による養育と子どもの自尊心、（3）親子の類似性、（4）自己の物語という四つの点に絞って掘り下げてみたい。

[15] *Ibid*., p. 180.

4. 1. 家と親

まず、自己と（社会的）アイデンティティの区別について触れておく必要がある。両者はしばしば混同されるため、異なる人種間で養子となった子ども（例えば、白人家庭で育てられた黒人の子ども）が、安定した自己（黒人としてのアイデンティティ）を形成できないといった主張がなされる。心理学者たちは、自尊心、自信、自己評価、対人能力などの「人格的同一性」（personal identity）と、集団的アイデンティティ、集団に関する評価や自己意識（例えば、人種的アイデンティティや人種に関する評価）などの「準拠集団への指向」（reference group orientation）を区別し、異なる人種間の養子の場合でも、同一人種間の養子と遜色ない形で「人格的同一性」が形成されること、安定した「人格的同一性」があれば、自分の「人種アイデンティティ」を育みうることを示してきた[16]。こうした区別に基づき、ハスランガーは、個人を行為者たらしめる特徴群（「人格的同一性」や実践理性に関する諸能力）として「自己」を、個人が準拠する集団への指向として「（社会的）アイデンティティ」を再定義し、子どもの養育において何よりも重視されるべきは、安定した「自己」の形成であることを示唆している[17]。

現象学者は、こうした「自己」の形成と家や養育との関係について、詳細に論じてきた。教育哲学者としても名高いO・F・ボルノーは、安定した自己が形成されるのは、子どもを庇護する「家」という空間内においてであるとしている。子どもが身を落ち着け、周囲を気遣うことなく「自分」でいられるよう、家がたんに生理整頓されているだけではなく和やかさや居心地のよさを感じられる空間であること、また子どもが自らの生活を築いていけるように、家は居住者の生活様式や歴史（家族写真等）を反映したものであることが重要である。ボルノーは、「家」（Haus）が一戸建ての家屋といった文字通りの意味で受け取られる必要はなく、子どもにとって何らかの庇護の空間が確保されている必要性を強調する[18]。そして、こうした空間が両親によって作り出されたり維持されたりしない場合には、庇護のため

---

[16] 早い段階で異なる人種の家庭で育てられるか、あるいは長期にわたって里親やグループホームで育てられるかのどちらかだとしたら、前者の方が強い個人アイデンティティを育むのによい点で望ましいとされている（cf. Sally Haslanger, *ibid*., p. 163）。

[17] Sally Haslanger, *ibid*., pp. 162-163.

[18] 「しかしわれわれは、家は限られた空間の形の一例にすぎず、そのほかにも村や町や故郷や国というもっと大きな領域があり、また家は文字どおりに閉ざされた建物である必要はなく、アパートや個々の部屋がこの役割を果たしていることも知っている」（オットー・フリードリッヒ・ボルノー『人間学的に見た教育学』、浜田正秀訳、玉川大学出版部、1969 年、101-102 頁）。

の新たな空間を作る手助けをすることが「教育の本質的な役割」だとしている[19]。

E・レヴィナスは、『全体性と無限』第二部の「家」および「女性的なもの」をめぐる議論のなかで自律した主体としての自己の形成を論じ、「自分のため」に何かをすることが可能となるためには、「私を家のなかに迎え入れてくれる人」が必要だとしている[20]。公的領域においてコミュニケーションをとったり、責任を負ったりする他人との関係の手前に、「私」を無条件に受け入れてくれる親しき人との関係として私的領域が位置づけられる。つまりレヴィナスによれば、ボルノーの言うような「家」の居心地のよさは、親や養育者に代表されるような身近な人との親しみ（intimité）という人間的関係によって生み出されるものなのだ[21]。このような親しみは、『全体性と無限』第四部の親子論によれば、親や養育者が、子どもを自らの所有物や作品や可能性とは異なる仕方で、つまり自分たちの思い通りにしたり自分たちの延長線上に考えたりすることができない一人の未発達な「人格」として養育することによって育まれる[22]。

以上の洞察から、親子関係をめぐるこれまで見た議論については、何が言えるだろうか。まず、生物学上の親と住む住居が「家」であるとは限らない。住居はしばしば「私的領域」と混同されるが[23]、生物学上の親と住む場所に子どもの逃げ場や私的領域（プライベート）がないことは往々にしてある。

また、生物学上の家族と共に営まれる生活は、すべてを打ち明けたり、一切の気遣いなくいられるものではなく、多分にごまかしや虚勢を孕み、互いに本音を隠していたりする[24]。ボルノーやレヴィナスに従うなら、子どもが「自己」を安心した形で形成できる場こそが「家」と呼ばれ、そうした場を生みだす保護者こそが「親」と呼ばれるべきということになる。

---

[19] 「〔…〕両親の家のなかでの安全さが、その成長の途中で失われると、新しい庇護の空間を作ってやる課題が起こる。そのときに手助けをすることが、教育の本質的な役割なのである」（同上、102 頁）。

[20] Emmanuel Levinas, *Totalité et infini*, Martinus Nijhoff, 1961, Livre de poche, p. 185. 詳細については、拙著『甦るレヴィナス――『全体性と無限』読解』、水声社、2015 年、第 4 章第 4 節を参照。

[21] Emmanuel Levinas, *Totalité et infini*, *op. cit*., p. 165.

[22] 『全体性と無限』の整合性という点では、第二部と第四部の議論を繋げて読むことには異論の余地があるかもしれないが、ここではあくまでレヴィナスの議論を親子論として活用するために、このような読解を試みる。レヴィナスの親子論の詳細については、前掲拙論「子をもつことと親になること」参照。

[23] 「しかし、「私的なもの」が文字通りの空間を指し示しているというような考え方は、誤解を招きやすい。私的であるものとはたんに、政治的な権限には厳密には従属しないものである。その内容は、個人が自分自身で、政治的な介入を受けずに決定する自由をもつような生活圏とみなされるべき、ある範囲にわたる活動――範例的には性や宗教に関する――によって与えられる」（Harry Brighouse & Adam Swift, *Family Values: The Ethics of Parent-Child Relationships*, Princeton: Princeton University Press, 2014, p. 10）。

[24] 映画『歩いても 歩いても』（是枝裕和監督、2008 年）は、こうした家族のあり様を鮮やかに描き出している。

こうした捉え直しの試みは、「親」という（非生物学的）概念を定義するものではない。こうした要件をつねに満たしている家や親はおそらく存在しない。にもかかわらず、それは、われわれがある人を「よい親／悪い親」と判断したり、「あんな人は親ですらない」と言ったりする際の指標の一つをなしている。

4. 2. 親による養育と子どもの自尊心

養育の主要な役割が、社会的アイデンティティの形成よりもむしろ、自己の形成にあるとするなら、何ゆえにそれは養育施設や養育のプロフェッショナルではなく、親（生みの親や養親や里親）という特定の人々によって担われる必要があるのだろうか。ここでは、養育における自己の形成にとってとりわけ重要だと思われる自尊心（self-respect）について考えてみたい。ある論者は、子どもが望ましい形で自尊心をもてるようにすること、つまり自分自身の価値や自信を感じられるようにすることを「最も重要な親の義務」だとしている[25]。というのも、自尊心をもつことができない人は、自分が権利や国家の保護に値する人間であることを自覚できないので、どれほど自由や権利を国家が保障しても、市民が自尊心をもたなければそうした自由や権利は骨抜きにされてしまうからだ。ロールズが『正義論』で「自尊心」を「おそらくは最も重要な基本財」とみなす所以である[26]。

子どもが自尊心をもつためには、「自分の親」による二種類の肯定、すなわち「存在の肯定」と「自律性の肯定」が必要だと考えられる。

第一に、ただ「自分の子ども」であるという事実ゆえに[27]、親が子どもを「迎え入れる」（あるがままの形で受け入れる）ことが、子どもにとっては自らの存在が無条件に「肯定」されることとして体験される[28]。子どもは、他人と比べて秀でた才能や立派な行動をもたなくても親に受け入れられ、肯定される。しかも「子ども一般」として肯定されるのではなく、その個別性において肯定される。そのことによって、子どもは自己の無条件的で唯一的な価値に気づくことができるようになる。

---

[25] Jeffrey Blustein, *Parents and Children: The Ethics of the Family*, New York: Oxford University Press, 1982, pp. 128-129。

[26] ジョン・ロールズ『正義論』、川本隆史・福間聡・神島裕子訳、紀伊國屋書店、2010 年、第 67 節。ロールズが経済的不平等に反対する理由の一つは、それが貧者の自尊心を侵害することになる点にある。ジョン・ロールズ『政治哲学史講義』（第 1 巻）、齋藤純一ほか訳、岩波書店、2011 年、437-438 頁参照。

[27] これは生物学的な意味で「自分の遺伝的な子ども」であるということに限られない。第三者の配偶子提供によって生まれた子どもや、養子や里子もまた、「自分の子ども」として育てられる。この「自分の」という言葉の意味については、拙論「子をもつことと親になること」を参照。

[28] こうした肯定を森岡正博は「誕生肯定」と呼んでいる。森岡正博「誕生肯定とは何か――生命の哲学の構築に向けて（3）」、『人間科学』（6）、2011 年。

この肯定は、親や子に自覚的に体験されているわけではなく、むしろそれが著しく欠如している場合を通じて浮かび上がってくる。『日本一醜い親への手紙』やその続編には、親に存在を否定されたがゆえに自己を肯定できない子どもの例が数多く登場する[29]。「何でもかんでも「お前のせい」というあなたの言葉を真剣に考えて、悩まなくていいことをずっと悩み続け、自分でさえ自分の存在を許せないところにまで知らずに追い込まれ、これまで自殺未遂までしてしまった[30]」（35 歳女性、母へ）。「生まれなければよかった」、「お前のせいで～を諦めた」等という形で、親に自分の存在を否定されることは、他人に自分の性格や行動を否定されるのとは一線を画する。それは、自己の無条件的で唯一的な価値という自分の性格や行動を肯定する土台を奪われることを意味するからだ。

また、新型出生前診断によって胎児の障碍が判明すると、躊躇なく中絶を選択するカップルや、遺伝子操作によって自分が望むような外見や知能を子どもに備えさせようとする親たちが、「よい親」とみなされなかったり、そもそも「親」とみなされなかったりするのは、「障碍をもたないこと」・「自分が望むような資質をもつこと」といった条件つきでのみ「自分の子ども」として受け入れようとする姿勢が「よい親」や「親」の姿勢とはみなせないからであろう。

第二に、親が子どものなしたこと、それも子どもが成し遂げた結果ではなく、そこに至るプロセスや努力を褒めることが、子どもにとっては、自分の行為や目標を自分自身で選択するよう勇気づけられることとして体験される。こうした評価や勇気づけが、親から見て価値のあるものや親が望む生き方ではなく、子どもが自身にとって価値ある生き方を探求するよう、つまり「自律的」であるよう促す「自律性の肯定」につながる。

反対に、親の価値観や親が望む生き方を押し付けられ続けた子どもは、自分の選択に価値を見出すことができなくなる[31]。

22 歳女性　両親へ

---

[29]『日本一醜い親への手紙』、メディアワークス、1997 年。『もう家には帰らない　さよなら　日本一醜い親への手紙』、メディアワークス、1998 年（文庫版、角川書店、2000 年）。

[30] 『もう家には帰らない　さよなら　日本一醜い親への手紙』、23 頁。
「生まなきゃよかった」（139 頁）
「あんたさえいーひんかったら、お父さんと別れて気楽に生きて行けるのに」「あんたのためにお母さんは我慢してるんや」（155 頁）

[31]「〔髪を染めた自分に対して〕「そんな頭で学校に行って誰が恥をかくと思ってるんだ！　今すぐ染め直せ！」確かにあなたは自分が学校の先生だから、イイコでなくなった私を恥ずかしいだろうとは思うけど、私はイイコでなんかいたくなかった。なんでもいいなりになるイイコなんて」（16 歳女性、父へ）（15 頁）。

今まで金銭的にはいい生活をさせてもらってます。しかし、あなたの思い通りに育てられたおかげで、私には自分の意思がありません。

お人形。

このことに気が付かなければ、一生幸福でした。

私の周りであなたの気に入らないものは、すべて排除してきました。持ち物から友人彼氏まで。そのお陰で私は他人との距離がとれず、友人がいません。それを家族で笑っていますね。いつも……。

私は強度の人間不信です。イヤなことがあると自分の体をカッターで切ってガマンしています[32]。

子どもに対する強制や誘導がすべて非難されるわけではない。子どもは幼ければ幼いほど、何が自分の利益となり害となるかがわからないし、自分にとって何が大事か、自分が何を目指していきたいかということについても漠然とした考えしかもてない。そのため、子どもが求める前に子どもに必要なもの（衣服や食糧、生活用品や医薬品）を準備したり、子どもの意志や欲求に逆らっても子どもにとって利益となることを強いたり、子どもが将来自分の目標を追求することができるように手助けする（学校にいかせたり、習い事をさせる）ことは必要である。

しかし、親が子どもの選択に干渉できるのは、子どもが自分で選択しなくても利益を得られるようにするためではなく、子どもの自分で選択する能力を育み、やがて子どもが親の保護を必要としなくなるようにするためでなくてはならない[33]。そのため、こうした目的に反する干渉、子どもが自分で選択する余地をなくし、子どもを親に依存させ続けるためになされたり、親の欲求や虚栄心を満たすためだけになされたりするような干渉は、子どもを「私物化」する過度な干渉とみなされうる。上に引用した女性の場合、親が子どもの選択能力を認めないことで自分たちに従属させ続けるような干渉を受けてきた結果、彼女の自律性とともに彼女という人格の価値が著しく侵害されてきたことが読み取れる。

自己の存在や自律性を肯定してくれる人が、自分に類似しているかどうか、生物学上の親であるかどうかは、自己の形成にとっては二次的な問題である。ヴェレマンの議論を紹介するなかで触れた「ルーツ探し」においても、そこで求められているのは生みの親との血縁関

---

[32]『もう家には帰らない　さよなら　日本一醜い親への手紙』、12-13 頁。

[33] Harry Brighouse & Adam Swift, *Family Values: The Ethics of Parent-Child Relationships*, *op. cit.*, p. 62.

係の確認であるよりもむしろ、両親がいかにして出会い、なぜ自分が生まれたかを知ったり、（中国残留邦人 2 世の）中国語を話す両親を恥ずかしく思ってしまった背景や理由を明確化したりするなどして、社会的差別や偏見のために卑下してきた自分の存在を肯定し直すことであるように思われる。

また、自己の形成は幼年期に「完成」されるわけではなく、つねに継続している。例えば、結婚後に義理の父母となった人に自分の存在や行為を肯定してもらったり、逆に否定されたりして、自己が再形成されていくことはよく見られる。自分が育ってきた親子関係は絶対的なものではなく、新たな「親」との出会いによって相対化されたり、再評価されたりしうるのだ。

4. 3. 親子の類似性

親子の類似性とはいかなるものだろうか。血縁を特権視する社会においては、特定の類似性がもっぱら重視され、その他の（より重要な）類似性が不可視化されるというハスランガーの指摘は重要である。そもそも、人が親子の類似性を知覚する際、この知覚が「自然な核家族」図式に基づいている可能性もある。

自然な核家族図式に従えば、「子どもは両親の性質を受け継いで生まれる」が、これは（1）子どもは親の遺伝子を受け継いでいる、（2）子どもは親の心身の特徴を受け継いでいる、という二つの通説として世間に流布している。しかも（1）遺伝子を受け継いでいるから、（2）心身の特徴を受け継いでいると理解されがちである。

当然ながら、こうしたことは確かなことではない。遺伝上の類似性は、心身の類似性を表すとは限らない（外見的特徴に現れる遺伝上の特徴はごくわずかであるし、環境要因の影響も大きい）。配偶子提供や養子縁組の場合は、遺伝上のつながりがないが、親子の食生活の特徴が身体上の類似性となって現れることもあるだろう。また、ハスランガーの親子関係に見られるように、養子との間に、外見的な類似性が見られなくても、性格面や仕草・習慣の類似性が見られる場合もあるだろう。

そもそも、親子の間に心身の類似性が「存在」するかどうかは、はっきりしないところが多い。確かに、われわれは親子の外見的な類似性や性格面の類似性を「知覚」することが少なくない。しかし、大抵の場合、そうした知覚は、比較対象が「親子」であること、そして「親子であるから、どこかしら似ているところがある」ということが前提となってなされて

いる。親は自分の子どもに、子どもは自分の親に、類似性を見て取ろうとする。そうした知覚は、(『ウォーリーをさがせ！』のような）あらかじめ存在する同一的特徴や類似性を発見するというものであるよりもむしろ、比較対象が似ているはずだという想定のもと、似ているように見えるところに注意を向けたり探し出したりするというものに近いはずだ。

それゆえ、親子間の類似性は必ずしも客観的に存在しているとは言えない。親子の類似性の知覚は、「親子だから似ているはずだ」という支配的な親子観に引きずられている可能性が高い。試しに他人の子どもの写真を「自分の子ども」だと言って見せてみるとよい。写真を見せられた人はきっと、何かしら似ているところを「探し出して」くれるはずだ。

アーティストの長谷川愛の作品「（不）可能な子供」（2015 年：https://aihasegawa.info/impossible-baby-case-01-asako-moriga）は、こうした問題を考えるうえで興味深い示唆を与えてくれる。これは、画面の両端に位置する実在する同性カップルの一部の遺伝情報を用いて、彼女たちの子供の姿、性格等を予測して映像化した「家族写真」である。

この作品は、同性カップル双方の遺伝子を受け継ぐ子どもという、まだ不可能ではあるが、将来技術的に可能となるかもしれない子どもを視覚化させる点で、見る者に様々なことを考えさせる。人によっては、この作品は、同性カップルにまで、「自分たちの遺伝子を受け継ぐ子ども」という自然な核家族図式を拡大しているように見えるかもしれない。しかし、この作品が自然な核家族図式を支持したり強化したりするとは限らない[34]。それはむしろ、われわれの親子観に潜む（1）子どもは親の遺伝子を受け継いでいる、（2）子どもは親の心身の特徴を受け継いでいる、という二つの想定を剥き出しにさせ、問い直す。そして、両親の外見的特徴（子どもの頃の写真の特徴）と遺伝情報だけからつくられた子どもたちが、「子ども」についてのわれわれの理解とどこまで一致し、どこから逸れてしまうのかを考えるきっかけを与えてくれる――なぜ、そしてどこまで親は子どもに、子どもは親に自分との類似性を求めるのだろうか[35]。長谷川自身も指摘しているように、外見的な類似性や遺伝子のつながりだけから「子ども」をつくることは、逆に親子関係におけるそれらの重要性や必要性を相対化して見る可能性も秘めているのだ[36]。

---

34 実際、長谷川愛は、自然な核家族図式を問い直す「シェアードベイビー」（2011 年）や「私はイルカを産みたい…」（2011-2013 年）といった印象深い作品も発表している。

35 卵子提供を受けて子どもをつくる親たちもまた、卵子提供者が妊婦やパートナーと外見的に類似していることを望む傾向がある。柘植あづみ「ささやかな欲望を支える選択と責任――卵子提供で子どもをもつ理由」、『思想』1141 号、2019 年 5 月号所収、34-35 頁参照。

36 「データの子供は、現実にはいくらでも増せるけど、ありがたみがなくなると思ってやらなかったんです。でも、逆にそれを推し進めることで、遺伝情報のつながりを相対化できるとも思うんですね。実際、私も子供が欲しい感覚が薄くなっていて」（福原志保×長谷川愛「生命操作が可能な時代のアートの話」、『美

4. 4. 自己の物語

このようにアート作品は、非現実（まだ現実になっていないか、現実にはありえないこと）を可視化することで、人が自明視している支配的な親子観を露わにし、それを相対化する可能性をもつ。もちろん、こうしたアート作品を経由しなくても、自然な核家族図式に対して時に抱かれる違和感や疎外感を分析することで、自然な核家族図式がわれわれを完全に支配しているわけではなく、それがわれわれの親子経験から逸れたり親子経験を歪めたりしている可能性を示すこともできる。

例えば、養子として育った子どもが、「自分の家族関係のなかでは特に悩むことがない」が、血縁関係を特権視する社会のなかで疎外感や違和感を覚えるとき[37]、この疎外感や違和感は自然な核家族図式を自明視する社会では問題化できない歪みやいかがわしさに向けられている。このことが自然な核家族図式を自明なものとみなす人々にも何がしか理解できるのだとしたら、こうした経験から出発して自然な核家族図式に抵抗しうる物語を語ることもできるかもしれない。

ただし、自己の物語について考える際、注意すべき点がある。現象学的観点から物語的自己という考えを提唱したP・リクールは、人生においては自分が物語の語り手であると同時に登場人物であること、そのため物語の始まりと終わりは、自分によっては語られないことを挙げている。「ところで、現実の人生においては、物語の始まりにあたるものがない。記憶は、おぼろげな幼児期のうちで途絶えてしまうし、私の誕生やましてや私を身籠ることになった行為は、私自身よりも他人たちの物語に、この場合は両親の物語に属するものである。私の死の方はというと、それが終わりとなるのは、私よりも長生きする人々の物語においてのみである[38]」。リクールは、こうした区別から、「現実の人生のまさにこぼれ落ちていく性格ゆえにこそ、われわれは事後的に回顧しつつ現実の人生を設計していくために、フィクションの助けを必要とする[39]」と主張する。

自分の生の物語は、生まれや幼少期に関しては、親しい他人による物語によって補完され

術手帖』2018年1月号、85頁）。

[37] 野辺陽子、前掲書、263-264頁。

[38] Paul Ricœur, *Soi-même comme un autre*, Paris: Seuil, 1990, p. 190.〔『他者のような自己自身』、久米博訳、法政大学出版局、1996年、207頁〕

[39] *Ibid*., p. 192〔邦訳209頁〕

ている。後者の物語の特徴としては、①その正確さや筋立てを知覚や想起を通じて確かめられない、②語り手の態度や感情によって、物語にしばしば誇張や歪曲が含まれるということが挙げられる。例えば私は、2歳から4歳にかけてアメリカで暮らした記憶が一切ないため、母や当時世話を焼いてくれた伯母による物語――妹思いの兄だった――や当時の写真によって記憶を補完しているが、この物語の筋立ては彼女たちの手中にある。

問題となるのは、こうした物語に往々にして「文化的に支配的な図式」が忍び込んでいる可能性があるということだ。その場合、物語の受け手（かつその物語られる当人）による物語の再解釈――リクールが再形象化と呼ぶプロセス――の際に、こうした図式に対して批判的になりうる可能性が問われることになろう。

結びにかえて

1.～4.の考察から、子どもの傷つきやすさについては、何が言えるだろうか。子どもは生物学的な親と一緒に住む家のなかで必ずしも安定した自己を築けるとは限らない。子どもの自尊心は親による存在の肯定と自律性の肯定に依存し、容易に傷つけられうるが、生物学的な親以外の親（義理の親や親に代わる人々）によって回復する可能性ももつ。親子の類似性は、親子は似ているという想定に基づいて知覚されている可能性があるが、子どもたちはしばしばそうした類似性の有無に囚われ、親のよいところと似ていない自分を責めたりする。自己の物語は、親をはじめとする周囲の人々によって語り始められ、そこに自然な核家族図式が忍び込んだり、偏った観点から自分の物語を語られたりする余地も生じる。以上のような傷つきやすさを正確に理解することで、われわれは生物学的な親子関係や自然な核家族図式に縛られない親子関係の理解へと進むこともできるかもしれない[40]。

[40] 本論は、2018年10月6日に玉川大学で行われた日本倫理学会の主題別討議における提題を加筆・改稿したものである。オーガナイザーの吉川孝氏、コメンテーターの早川正祐氏に深謝します。また4. 3.には、2019年1月17日に開催された「アートがつなぐサイエンス・テクノロジー・倫理・美学」第3回「明るい?? 家族計画――科学技術と倫理、スペキュラティブ・デザインによるアプローチ」における発表の一部を取り入れた。オーガナイザーの松谷容作先生、質疑等でやり取りさせて頂いた長谷川愛氏に深謝します。